

民法 (配点 60 点)

次の【問題】を読んで、以下の【設問】1から3について、結論と理由を述べなさい。
なお、各設問について、錯誤は検討する必要はない。

【問題】

Yは、家電製品の製造販売を営むXから、平成30年1月10日、エアコン1台（以下「甲」という）を代金20万円で購入した。その際、同年1月31日に、Xが甲をYの自宅に届けて設置作業を行うこと、代金は設置作業の際に支払うことが合意された。

平成30年1月31日、Xは倉庫から甲を搬出してY宅に運び、設置作業を行おうとした。しかし、甲のサイズでは、Y宅の部屋の構造上、取り付け工事を行えないことが判明した。Xは、甲の販売の際、部屋の構造によっては甲を取り付けられないことがある旨をYに説明していたが、Yは、自分で部屋を測った際に誤って測っていたため、取り付けが可能だと思っていた。

Xは、あくまでYの都合だから甲の受取義務があると説明したが、Yが頑なにその受取を拒んだため、やむなく、一旦甲を倉庫まで持ち帰ることとした。ところがXは、その途中、交通事故に遭遇し、甲は滅失してしまった。なお、事故原因は、相手の信号無視によるものであり、Xに全く落ち度はない。

【設問】

- 1 Yは、Xに対して、設置を断念した甲の受取義務を負うか。
- 2 Xは、Yに対して、滅失した甲に代わる別のエアコンを新たに提供する義務があるか。
- 3 Xは、Yに対して、甲が滅失した後も代金20万円の支払いを求めることができるか。